

確定稿

朝霞市総合振興計画審議会（第10回）
会議録

平成26年7月22日

政策企画課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市総合振興計画審議会（第10回）	
開 催 日 時	平成26年7月22日（火） 午後3時00分から 午後4時50分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所別館2階 全員協議会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	・ 朝霞市総合振興計画審議会（第10回）次第 ・ 総合振興計画審議会委員名簿 ・ 資料番号10－1 第5次朝霞市総合計画総論（骨子案） ・ 資料番号10－1（案2） ・ 資料番号10－2 第5次朝霞市総合計画基本構想（骨子案） ・ 資料番号10－3 第5次朝霞市総合計画基本構想と基本計画の関係（骨子案） ・ 参考資料 第4次総合振興計画における課題・論点（基本構想における施策の大綱）	
会 議 録 の 作 成 方 針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 3名	

朝霞市総合振興計画審議会（第10回）

平成26年7月22日（火）
午後3時00分から
午後4時50分まで
朝霞市役所別館2階 全員協議会室

1 開 会

2 議 事

（1）第5次総合振興計画基本構想（案）について

3 そ の 他

4 閉 会

出席委員（17名）

第1号 議員	市議会議員	大 橋 正 好
	市議会議員	小 池 正 訓
	市議会議員	田 辺 淳
第3号 農業委員会委員	農業委員会	小 峰 保 夫
第4号 市内の公共的団体等の役員・職員		
	朝霞市PTA連合会	渡 邊 誠
	朝霞市社会福祉協議会	野 本 正 幸
	【副会長】 朝霞市商工会	鈴 木 龍 久
	朝霞市青年会議所	吉 山 隼 人
第5号 知識経験を有する者		
	【会 長】 東洋大学法学部教授	沼 田 良
	東洋大学法学部教授	斎 藤 洋
	大東文化大学経済学部教授	中 村 年 春
	大東文化大学環境創造学部准教授	島 田 恵 司
	（有）プロセスデザイン研究所	百 武 ひろ子
第6号 公募による市民		
		大 石 正 司
		佐 野 隆

高 橋 明 子
村 上 靖 子

欠席委員（３名）

第２号	教育委員会委員	教育委員会	鈴 木 泰 代
第４号	市内の公共的団体等の役員・職員		
		朝霞市自治会連合会	島 礼 次
第６号	公募による市民		安 野 さくら

事	務	局	市長公室長	田 中 幸 裕
事	務	局	同室次長兼政策企画課長	神 田 直 人
事	務	局	同課主幹兼課長補佐	佐 藤 元 樹
事	務	局	同課専門員兼政策企画係長	大 瀧 一 彦
事	務	局	同課同係主査	又 賀 俊 一
事	務	局	同課同係主任	芦 原 なつみ

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・芦原主任

皆さん、こんにちは。

それでは、定刻となりましたので、朝霞市総合振興計画審議会第10回の会議を始めさせていただきます。

なお、本日、鈴木泰代委員、島委員、安野委員から欠席の旨を、百武委員からは遅刻の連絡をいただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。次第のほか、事前に配付させていただきました資料として、【参考資料】第4次総合振興計画における課題・論点（基本構想における施策の大綱）がございます。

また、本日机上に配付させていただいております資料として3つございます。

【資料番号10-1】、第5次朝霞市総合計画総論（骨子案）、【資料番号10-2】、第5次朝霞市総合計画基本構想（骨子案）、【資料番号10-3】、第5次朝霞市総合計画基本構想と基本計画の関係（骨子案）、【資料番号10-1】（案2）、こちらは、題名はございませんがA3の2枚つづりの資料となっております。

以上、よろしいでしょうか。

議事に入る前に、「第5次総合振興計画」の名称について、5月28日に開催した総合振興計画審議会において、次期計画の名称を「第5次朝霞市総合計画」にすることが望ましいとの合意が図られ、提言を受けましたので、市といたしましては、今月7月7日に庁内策定委員会を開催し、「第5次朝霞市総合振興計画策定方針」を改訂する旨を報告し、承認をいただきました。

今後は、来月8月18日に開催予定の庁議を経て、市長決裁で確定いたしますので、「策定方針」が確定いたしましたら、改めて審議会の皆様に御報告をいたします。

それでは、議事に入りたいと存じますので、議長の沼田会長に進行をお願いいたします。

○沼田会長

皆さん、こんにちは。

ようやく長い梅雨も明けそうな感じがですけど、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

早速、会議に入りますが、まず初めに、本会議は原則公開としておりますので、傍聴要領に基づいて傍聴を許可することといたします。

本日の傍聴希望者は何人でしょうか。

○事務局・芦原主任

3人です。

○沼田会長

3人。希望要領に沿って希望者を入場させてください。

なお、会議の途中で傍聴希望があった場合には、傍聴席の範囲内で入場していただきますので、御了解をお願いいたします。

◎2 議事（1）第5次総合振興計画基本構想（案）について

○沼田会長

それでは、本日の議事に入ります。

第5次総合振興計画基本構想（案）についてとなっております。

この会議の趣旨と、今配付されている資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局・又賀主査

まず、本日の会議の趣旨でございますが、会議の始めは、配付させていただきました資料を説明し、その後、委員の皆様で意見交換をしていただきたいと思いますと考えておりますので、配付させていただきました資料の内容を十分御理解いただければというふうに考えております。

よって、このあと資料の説明をさせていただきますが、事務局からの説明の内容が理解できないとか、そもそもこの資料の表現や図式など、内容が分かりづらいことなどがございましたら、御質問をしていただけたらと考えておりますので、まずは、この資料の内容について御理解をいただき、その後、意見交換をしていただけたらと考えております。

それでは、資料の説明をさせていただきます。

お配りしました資料について、順次御説明いたします。

まず初めに、事前にお配りした【参考資料】第4次総合振興計画における課題・論点なんですけれども、本日この中身について全て説明すると時間がなくなってしまうので、この資料につきましては、この資料を作成した趣旨を御説明して簡単に終わらせていただきます。お持ちでない方っていらっしゃいますか。

この中身までは、細かい話は、今回の会議で議論する予定はないので、質問等何かありましたら後ほどお願いします。

この資料についてなんですけれども、第4次基本構想レベルで振り返りを行ったもので、第4次の七つの大綱ごとに庁内策定部会が中心となり「課題・論点」を整理いたしました。

この第4次を振り返った「課題・論点」に基づいて、このあと説明いたします【資料番号10-1】「総論（骨子案）」に掲載しているんですけど、こちらの【資料番号10-1】の総論の中に「まちづくりの課題」というものが、【資料番号10-1】の6ページ、7ページですね、こちらをまとめるのに「課題・論点」の資料をまず作ってから【資料番号10-1】の総論をまとめたというような流れで作っております。

また、この「課題・論点」を踏まえて、現在、庁内策定部会におきまして、さらに掘り下げた議論を行いながら、第5次前期基本計画を策定しているところでございます。

なお、この資料の中に「集計中」と記載している箇所が幾つかございますが、こちらの数字が8月中には確定する予定になっておりますので、確定いたしましたら改めて委員の皆様には御報告させていただきます。

続きまして、【資料番号10-1】、表紙をめくっていただきまして1ページ目を御覧ください。

「第1章 総合計画策定の目的」と「第2章 総合計画の構成と期間」を掲載しております。

その下、第4次ではピラミッド型で示していた構成を、第5次の今回の計画では基本構想を中心に、基本計画から実施計画へと広がっていくイメージで表現しております。

1ページめくっていただきまして、2ページ、3ページを御覧ください。

「朝霞市の概況」を見開きで見られるような構成にいたしました。内容につきましては、第4次の内容を簡潔にまとめております。右側の「朝霞市の地勢と人口」の人口につきましては、最終的には計画を冊子にする段階で直近の数字を掲載する予定としております。

続きまして、4ページ、5ページを御覧ください。

「社会の潮流」を見開きで見られるようにしております。こちらの見開きにつきましては、第4回の審議会で委員の皆様にご提供させていただいた、【資料番号4-3】社会経済の潮流の整理という資料があるんですけど、そちらの資料を整理して簡略化してこのようなまとめ方をいたしております。

続きまして、6ページ、7ページを御覧ください。

こちらで先ほど説明いたしました、事前にお送りした第4次の構想レベルでの「課題・論点」の資料を基に、こちらの6ページ、7ページをまとめさせていただきました。

続きまして、【資料番号10-2】、第5次朝霞市総合計画 基本構想（骨子案）でございます。

こちらの資料は、第5次総合計画の基本構想の部分というふうに捉えていただければと思います。

こちらの資料は、3つの章で構成しておりまして、「第1章 将来像と将来像実現のための基本コンセプト」、「第2章 基本フレーム」、「第3章 将来像を実現するための基本的な考え方」という

構成としております。

ページをめくっていただきまして、1 ページ目を御覧ください。

こちら、見開きで見られるようにしておりますけれど、前回の5つのコンセプトでまとめていたんですけれど、基本コンセプトの3の部分、「つながりのあるまち」と「元気なまち」というのが、関連性が非常に高いのではないかということで、2つを1つに整理をさせていただいております。

審議会で決定した内容については、ここの1 ページ目と2 ページ目の見開きの部分が審議会で整理した内容というふうになっております。

次に、基本コンセプト4つの下にそれぞれ文章が並んでおりますけれど、この内容は、これまで審議会で出された御意見等を踏まえて、審議会の「想い」というものを文章化しております。こちら、「私が」という一人称で始めておりますけれど、「私だったらこんなまちに住みたい」と思えるような表現になっております。

文章中に審議会で議論された想いが入っていないですとか、もう少し表現を変えた方が伝わりやすいということがもしございましたら、この審議会で御意見をいただけたらと思います。

続きまして、3 ページ、4 ページを御覧ください。

こちらの「基本フレーム」の、左の3 ページのところの「将来人口」につきましては、既に審議会にて御議論をいただいて、御覧のとおりとなっております。

右側の4 ページ目の「都市構造」につきましては、現在見直し中の「都市計画マスタープラン」の具体的な内容を掲載するというふうに考えておりますので、今のところ検討中ということで表記させていただいております。

続きまして、5 ページ「将来像を実現するための行動指針」ですけれど、第4次では「まちづくりの基本理念」や「将来像実現のための基本方針」を掲載しておりますが、第5次では「将来像実現のための行動指針」として例示してみました。こちらの「行動指針」につきましては、これまで本審議会において議論されておきませんので、このあと御議論いただければというふうに考えております。

続きまして、【資料番号10－3】を御覧ください。

この資料は、基本構想と基本計画がどのように関連付けられているのかを示したものでございます。基本構想に掲げる将来像を実現するために、市民と行政とが共有する政策理念を掲げております。

1 枚めくっていただきまして、1 ページ、2 ページを御覧ください。

こちらも見開きで見られるようにしておりますが、左側に図、右側に4つの政策理念を掲げております。左側の図ですが、将来像が中心にあり、その周りに将来像を実現するための4つの基本コ

ンセプトを掲げ、ここまでが基本構想になります。

第5次の総合計画では、将来像を実現するために、右側に掲げておりますこの4つの政策理念に基づいて、様々な施策を展開してまいります。

政策理念の1つ目の「思いやりをもって」とは、「子供からお年寄りまで、又障がいのある方など、それぞれの生活スタイルを尊重しながら支え合う心を政策に活かしていく」ということでございます。2つ目の「一人ひとりが責任を持って」とは、「市民と行政がそれぞれの責任を自覚し、互いに協力しあい、暮らしつづけたいまちをつくっていく」ということでございます。3つ目の「経営的視点で」とは、「計画的で透明性の高い行政運営を行うとともに、財源を有効にかつ適正に使っていくことを行政経営の根本とする」ということでございます。4つ目の「持続可能な財政運営で」とは、「計画的で効率的な財政運営に努めていく」ということでございます。

これらの政策理念を常に念頭に置いて施策を実施し、市民や職員一人一人が、「このまちは安全で安心だな」とか、「このまちは子育てがしやすいな」とか、「このまちはつながりがあって、元気なまちだな」とか、「このまちは自然や環境に恵まれているな」と感じられるかを自己評価することで、最終的には、「このまちに暮らし続けたい」と思えるまちになっていくということを説明しているのがこの資料でございます。

なお、デザインについては、より分かりやすくしたいと考えておりますので、今後、もう少し検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて、3ページ、4ページを御覧ください。

基本計画の考え方を掲載しております。こちらの、基本計画の考え方につきましては、策定方針の内容に基づいて本計画に掲載しております。

最後の5ページ目を御覧ください。

表になっておりますけれど、この表の中の左側の縦軸に、基本計画の章を暫定的に第4次の施策で掲載しております。「都市整備」、「生活環境」、「健康・福祉」、「教育・文化」、「産業」、「コミュニティ」ということで、第4次の施策の章を暫定的に今のところ入れさせていただいております。この表の上段の横軸に「基本構想を実現するための4つの基本コンセプト」を掲載しております。

この表の見方ですが、例えば、「将来像実現のための基本コンセプト」である「安全・安心なまち」を実現するためには、「土地利用」以下、縦にずっと下の方まで、「生活」まで21の施策が関係してくるというふうに見ていただければと思います。

また、基本計画の章の、例えば「健康・福祉」を見ていただきますと、「健康・福祉」の部分の「子育て支援」や「保健・医療」、その下「教育・文化」の「学校教育」については、基本コンセプトが三つにまたがっておりますので、その三つのコンセプトに関係する施策というふうに見ていた

だけだと思います。よって、一番下の「コミュニティ」の部分につきましては、全てのコンセプトに関係する施策というふうに見ていただければというふうに考えております。

なお、こちらの表中の施策につきましては、先ほども説明させていただきましたが、あくまでも第4次のものを掲載しておりますので、第5次前期基本計画の施策の体系が固まりましたら、これを第5次バージョンに書き替えて、皆様にまた改めてお示ししたいというふうに考えております。

事務局からの説明は、以上です。

○沼田会長

今、事務局から説明を一通りしていただきましたけれど、【資料番号10-2】の一番最後の行動指針を除くと、【資料番号10-1】と【資料番号10-2】は今までこの審議会の中で議論されたことをまとめたというのが基本的な性格です。したがって、この会議で【資料番号10-1】と【資料番号10-2】をまたもう一度議論するということは避けたいと思いますので、もし明らかに間違いがあったりですね、あるいはこういうことは言われていないなど、大きな問題があったら今言っていただいても構いませんけれども、いったんここで持ち帰っていただいて、細部の字句修正とかですね、こういう表現に直した方がいいとかというのは事務局に御連絡いただいて、次の会議でそれを集約してまた議論をするという、そういう手順にして行きたいと思います。

問題は、【資料番号10-2】の行動指針をまだ議論していませんけれど、これは4次のものを仮に入れてあるので読みますと、「パートナーシップ（協働）によるまちづくり」というのは、4次にあったものだと思いますけれど、それと、それから【資料番号10-3】ですね、基本構想と基本計画、構想と計画をつなぐ政策理念4つ、これは新しく登場してきた、私と副会長と事務局で今までの議論を踏まえて多分こうだろうなというのを暫定的に作ったものですので、これをまず中心に、この場で今回議論をしていただきたいというふうに思います。

【資料番号10-1】と【資料番号10-2】はそういう扱いにしたいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。じゃあ、そういうふうにさせていただいて、2の、さっきも言いました行動の指針を入れながら、含みながら【資料番号10-3】の議論、とりあえず意見をですね、皆さんから率直にいただきたいと思います。これは、特に5次の計画のユニークなところと言うんですか、今まで見られなかったような部分だというふうに私どもは思っています。ここが多分、今回の5次の審議の一つの山になるというぐらいのものだと思いますので、じっくりと時間を使って議論をしたいというふうに思っております。

意見とか、あるいは御質問がございましたら積極的にお願ひいたします。

○島田委員

質問が2つあります。1つは、【資料番号10-3】2ページの政策理念の4つについてです。これは何か市が現に持っていらっしゃるものから作られたものなのかどうかということが一つ。

それからもう一つは、この3ページの(1)①成果がわかる計画、に関することです。ここに「明確な成果指標」と書かれているので、このいただいた参考資料の中に、現在の数値が明記されていないものがありました。後で結構なのですが、この参考資料の根拠になっている数値を出していただけることができるかどうか。

この2つです。

○事務局・又賀主査

【参考資料】の1ページ目でいきますと、行政評価結果の部分の集計中は、今集計しているところなので分かり次第なのですが、例えば現況の説明の中にいろんな数値が入っているんですが、その資料ということですね。

○島田委員

そういうことです。全てというわけではないです。

○事務局・又賀主査

それで、こちらの数値につきましては、第4回会議のときに「朝霞市の概況」ということでいろんな他市との比較の中で取りまとめた資料があるんですけど、それから引っ張っているものがございます。第4回の【資料番号4-4】ということで、「朝霞市の現況」ということでまとめているものからピックアップしているものがあり、それをベースに作ってはおります。ただ、庁内策定部会で検討している中で違う数字を持って来ている場合もあるかもしれないので、違う数字というのは、現況からじゃない自分たちが持っているデータから持って来ている可能性もあるんですけど、ちょっとそれは一つずつ拾ってはいないので、一応今は事務局の方でお答えできるのは「朝霞市の現況」の部分についてをベースで作ったということです。

あと、最初の質問の、政策理念の4つというのがなぜこの4つになったのかという過程なのですが、実はこちらの左側の円には一応6つの施策、黄緑色で一番周りに「災害対策・空間整備」から、「まちの魅力・産業・コミュニティ」、「子育て・地域福祉・障がい者福祉」、「学校・教育」と。ただ、こちらのそれ以外に、「思いやりをもって」と「一人ひとりが責任を持って」と「経営的視点」と「持続可能な財政運営」というのが、これが実は施策として、政策理念の1番が「人権」、政策理念の2番が「市民参加」、3番が「行政全般」ですね、4番が「財政」ということで、こちらの4つのものについては全ての施策に関わることでしたので、ちょっと言葉を変えて整理をさせてもらったというのがこちらの4つの政策理念ということになっています。

○島田委員

まだ考えが整理し尽くされていないのですが、普通ですと、政策理念3と4がかぶっているように感じられます。「経営的視点」というのは、当然、持続可能な財政運営であるはずなので。それに、市民が主人公と、政策理念の中に混ざっている形になっているわけですが、ちょっと弱いのではないのでしょうか。印象レベルの意見ですが、そう思いました。

○沼田会長

ありがとうございました。

そのほかにありますでしょうか。

○百武委員

今の話とも関連すると思うんですが、この基本構想の一番最後の行動指針と、今の政策理念というところの関係性と言いますか、そこがちょっとかぶっているのかなと。むしろこっちの行動指針、構想の方が大枠の話だと思うんですけど、もしかしたらこちらだと成果目標、実際の数値目標なんかも出せると面白いかなと思うんですが、この関係性をどういうふうに考えたらいいかなというふうに思いました。むしろそのところに、その財政的な面と市民参加の両面がここに入っ
て、具体的なものがこっちの計画の方に行動指針として出てきて、何か目標、数値目標となるものが示されるとより具体的かなというふうに思ったりもしたんですけど。

○沼田会長

事務局、いかがですか。

○事務局・又賀主査

本日、資料をお渡ししたばかりですので、こうしますとかああしますとかいうことはなかなか今ここでは言えませんので、まず今お持ちになっている印象を皆さん言っていただいて、それを踏まえて次のときまでに整理して、取りまとめたというふうに思います。

○田辺委員

申し訳ないですけど、私、1回ぐらい休んだのかなというぐらいの感覚で、かなり吹っ飛んじやっているんで、話がね。

骨子案という形で提示されているわけですけど、それはやっぱり第4次との比較で、その第4次の目次ですね、目次でどういう流れで基本構想なり記述されているのかということと、今回の第5次はどういう流れで記述しようとしているのかというのを、それぞれ目次のような形で対比しないと、ちょっと見えないんですよ。これは骨子案という表現なので、これをどこまで膨らませるのか、どこの部分が今後膨らむのかね、その例えば第4次で言うと、施策の大綱という表現がありますけれど、こういう大綱のような形でもう少し膨らませた部分がこの総論なのか基本構想のどこかなのか、これでいくとそれが入る部分がないのかなというふうに思うんですけどね。この円の中に

はめ込むんですか、この１、２ページとか、この基本構想のこの見開きのところにはめ込む、そういう考え方なんですかね。この部分が総論と同じ施策の大綱、第４次で言う施策の大綱と同じという、そういう理解でいいんですか。そこら辺ちょっと、できればそういう対比のものがあつたら分かりやすいなと。

○事務局・又賀主査

こちら、前回議論をされているかと思うんですけど、これを整理するに当たって大綱というのがちょっと分かりづらいという話がありまして、そういう施策のいわゆる大柱、４次で言うと大柱を束ねたものを示すものではなくて、第５次じゃ全く違ったものということで、今回将来像の下にそういう大綱ではなくてコンセプトを掲げて示した方がいいんじゃないかということで、こういうふうにもまとめさせてもらっています。

よって、現時点では審議会の中では、第４次に当たる施策の大綱というような枠で作っていくというようなことは想定されていないという認識ですので、この【資料番号１０－２】の１ページ目と２ページ目の周りに、さらにここに大綱がぶら下がるのかというところについては、今のところ、審議会でもそこまでの想定はないというふうに今は考えていますけれど。

○田辺委員

私の認識と違って、私はね、第４次の基本計画の冊子のページで言うと１０ページですけど、いろいろと表があつて、将来像が書いてあつて、「パートナーシップによるまちづくり」、まあ基本方針ですね。「将来像実現ための基本方針」、今度は行動指針による表現になっていますけれど、その後に６個の大綱が並んでいるという、ここの部分に関してはね、確かにそういう表現ではなくてということで、今回頂いた【資料番号１０－３】の一番最後の５ページ目ですか、裏の。横の部分の青のこれに分けるというのは、それは横で串刺しするという表現で言ったというのはよく分かっていますけれど、それで終わらせるとは思っていないくて、やはり大綱的なものはどちらにしてもその後ですよ、構想の後の基本計画に載せるわけですよ。だから、基本計画の中には同じような、今のここで言うと都市整備なり生活環境がこの分け方をするかどうかは分かりませんが、こういう形でやっぱり載っていくことは当然想定されるし、恐らく最後の結ぶ、つなぐという【資料番号１０－３】の基本構想と基本計画の関係という中で表現している、これは今までにない部分で、基本構想、基本計画、実施計画の対応関係というのは４ページに出ていて、これは私たちは常識なんですけど、市民の皆さんは御存じない、そういうところを一応つまびらかにするというのは必要だと思うんですけど、どちらにしても計画だとか実施計画には大きく分けるわけですよ。だから大柱のようなものは当然あるわけですよ。であるならば、やっぱり載せないわけにいかないんじゃないのかなというふうに思うんですけど、いかがですかね。

○事務局・又賀主査

ちょっと確認なんですけれど、田辺委員がおっしゃっているのは、要するに、構想の部分に大綱が入っていたんだから構想の部分に入れるべきだということによろしいですか。それとも、一応第4次と大きく変わった部分ですので、今回【資料番号10-3】ということで、こちらもちろん、構想と計画を結ぶ関係ということで冊子には入れて行く予定なのですが、ここの部分には、これは構想の部分では当然ないと事務局では考えているんですが、要するに構想にないのが、入れた方がいいということでしょうか。

○田辺委員

今度の資料で言うと、【資料番号10-2】の1、2ページの表現というのは、基本コンセプトという表現ですよ。それで、第4次の10ページの部分、これは大綱として並んでいるものは6個、縦に並んで、それをもってその後のページで、15ページに施策の大綱としてそれぞれをもう少し細かく記述しているわけですよ。私は、この10ページの部分を大綱として書くんじゃなくて、基本コンセプトで横串を刺したものを表現しているという理解をただけで、決してその後どちらにしても基本計画の中に大綱のようなものは出てくるんだろうから分けざるを得ないんだろうし、常識的に今も分けているわけですから、それはやはり分けたものはどこかに記述しないと構想の中に全くないというのもどうかなというふうには思うんですね。

○斎藤委員

今の御意見なんですけれども、私の感覚だと、そもそも大綱をやめようというような考えで今回の第5次が始まって、そして基本的な全体像、イメージですよ、それを作ってというようなことだったと思うんですね。

したがって、とにかく第5次は第4次に縛られないと、ですから大綱だとか細かいところまでは、あと表現方法ですね、使う表現も含めてですね、第4次とは全く違うものにしていいんだと、そういうようなイメージでですね、ずっとこの審議会に出させていただいていたわけなんですよ。ですから、あまりこの第4次というものに縛られる、あるいは精神的に縛られる必要はないんじゃないかなということ。ただ、これは最終的に製本して市民の皆さんに出すというわけですから、そのときにもう一度表現方法、形などを検討する必要があると思います。

そういうことを前提としまして、ちょっと一つ質問なんですけれど、この【資料番号10-3】の1ページ、2ページ目の見開きです。これは、私のイメージだとすごく苦勞なさって作られたなというのと同時に、よくこれだけまとめたなというように思っております。そこで、だんだんこのようなものが出てきますと問題が具体化してくる、現実化してくるということになります。

そこで、質問なんですけれど、【資料番号10-2】の一番最後に「都市構造」というところがあ

って、現在「掲載内容検討中」と、これは都市計画マスタープランの方だというような話なんですが、私のイメージですと、ここの審議会と言いますか、総合計画基本構想が朝霞市の中の構想の中の恐らくトップに来るんだろうと思うわけです。そうすると、今の【資料番号１０－２】を見ますと別のマスタープランを考えているグループというか委員会と言うか審議会があるということが分かるわけですが、そうしますと私たちが計画している基本構想というものを実現するに当たって、下部組織と言いましょか、下部審議会と言いましょか、あるいは他の審議会、例えば【資料番号１０－３】の見開きの図の中で、どの分野にどれほどの審議会が存在しているのかということの一つ教えていただきたいんです。というのはですね、これは非常に私は重要だと思うんですけど、先ほど百武委員がおっしゃったように行動指針ですね、これと関連してくるだろうと。というのは、今回の【資料番号１０－３】の一番重要な特徴は、この丸い円の図ですけど、真ん中の緑色ですか、この理念、政策理念のところが非常に重要なポイントになってくるだろうと思われます。ただこれは政策理念であって、しかしその後の３ページ、４ページには、基本計画の評価あるいは見直しというものが入っている、ということは、その見直しの評価の方法と政策理念が連動していなければいけない、その連動しているところにどうやって「パートナーシップによるまちづくり」という行動指針を埋め込んでいくのかということが、重要なポイントになってくるかと思うんです。それを考えるに当たって、実際、この審議会以外にどういう委員会が動いて何をやっているのかということが分かりませんと、その辺り少しイメージできないんじゃないかと思いますので、その辺りを伺いたいと思います。

○沼田会長

他の審議会について、何か表があるんですよね。最初に示されたのを覚えているんですけど。

○事務局・又賀主査

第１回目の資料の中で、【資料番号５】として「総合振興計画と各種計画の位置付け」という資料をお配りさせていただいたのですが、今ちょっともう一度こちらをコピーしてお示したいと思えます。

○斎藤委員

そのコピーは有り難いんですけど、それぞれの審議会とか委員会がこの円の中ですね、どこかの辺りに位置付けられるのかということもちょっと教えていただければ有り難いと思います。

○事務局・又賀主査

こちら【資料番号１０－３】の１ページ目の円の部分で、例えば「災害対策・空間整備」の部分でいきますと、どれくらいの審議会がこの中にぶら下がっているか、入っているかということでしょうか。全体で６０ぐらいありまして、基本的にはこのそれぞれの施策にいろんな審議会が

ありますので、ちょっと明確に幾つというふうにはすぐにはお答えできないのですが、第1回目のお渡しした資料を見ると、こんな感じかなというのは御理解いただけるかと思います。

○沼田会長

斎藤委員の言われた意見の前段は、素晴らしい意見だなと思いますね。ですから前段の話をもっと深めた方がいいかなと思うんですが。

○田辺委員

私も、前回の第4次で言うと基本計画の冊子13ページのね、将来都市構造図というのは、これは都市計画マスタープランに載っている図ですから、それで都市マスタープランの方の審議会に委ねているという表現を先ほどされていましたが、将来都市構造図はここで決めたという形を取るべきだと思いますよ、やっぱり。だから、むしろ同時に出していただいてここでも議論してここで決定したものと向こうで同時に、副会長が参加されているわけだからそこら辺は調整は効くだろうから、今の時点でどんなものか具体的に出ていますかね。出ているのであれば、もうできれば草案として出していただきたいなと。

○沼田会長

鈴木副会長。

○鈴木副会長

ただいまのですね、田辺委員の意見の中からですね、都市計画マスタープラン、この委員会として事務局もですね、この審議会の方の事務局に対してどうしようかと打合せていろいろやっ払いこうかと、あるいは一緒に出していこうかという意見があるんですけど、これは両方で合致しないんですよ。

要するに、当審議会で、極端なことを言えば抽象的にですね、まち全体のことを計画して、そしてマスタープランの方で具体的なものを作り上げていってもらおうと、それでないと、審議会で具体的なことを入れていくというわけにはとてもできないんじゃないかなというように考えましてですね、近々また事務局同士と、あるいは何人かの委員とですね、都市計画マスタープランの会長、副会長、それからこっちも審議会の方からも誰かが出てですね、多少調整しながらこのマスタープランに対しては専門的に、より計画的に作っていただき、我々審議会の方はそれが差し支え、ここで決めてしまってますね、差し支えるような範囲の細かなことは決めていかないというふうにするべきかなというふうに考えています。

○斎藤委員

今、副会長の話を伺いまして、そうなりとこの審議会では、【資料番号10-3】の3ページに書いてあるような具体的な見直し計画だとか見直し方法ですね、これはより具体的にできますか

ら、それまではここの審議会では行わないで、その見直し計画ないし見直し評価、方法自体は各個別の審議会というか委員会と言いましょうか、そこにお任せするということで理解してよろしいわけですね。そうしますと、この審議会とすると、1 ページから2 ページに書いてあるこのグリーンのところの理念というところを確定しておけばいいということになるわけですか。分かりました。

そうすると、最初に百武委員がおっしゃったような行動指針というのがどのように関係するんでしょうか。

○事務局・又賀主査

こちらの【資料番号10-2】の5ページの行動指針の部分ですが、確かにこちらは最初なかった部分で説明でもさせていただいたんですが、審議会では全くこの話については触れられてませんでした。ただ、策定方針でも第4次をベースに構想と検討をしていくということで当初より進めておりまして、ただこの部分がどうしても抜けていた部分だということで今回入れさせていただいたということです。そもそもこれはいらないと、ここの部分はいらないということであればそれはそれで構いませんし、入れるのであればこういう形で入れた方がいいんじゃないかといった意見を本日出し合っていて、次回のときまでにそれをまとめてもう一度お示しできたらというふうに事務局では考えています。

○斎藤委員

分かりました。最初はなかったわけですね。

そうしますと、こんな見方は変かもしれませんが、この「市民と行政で共有すべき行動指針」というのはいらんんじゃないかなと思います。市民は行政を批判、あるいは評価する立場でありますから、別に一緒に行動する必要はないのであって、むしろ市民の方が行政がやっていることをチェックするという立場にならなければいけないわけですね。そのチェックするための評価基準とか、評価のための理念というものがいろんな委員会とか審議会で決められると思うわけですから、このパートナーシップという意味は、多分別の意味で使った方がいいのではないかなと思います。ですから、共有すべき行動指針と言うと、何か市民も行政も全部一体化してという、ちょっと私は自由が好きなものですから、そこまで縛られたくはないという気がします。

○沼田会長

そのほか、御意見ございますか。

○野本委員

まず、【資料番号10-3】の1ページ、2ページの今のところですが、この政策理念の考え方というのは唐突に出てきたという感じを持っています。それで、まずざっと読んだときに、これは2ページの一番上の第1章の下の部分に、末尾のところですね、「施策を推進していきます。」という

書き方をしているんですね。「施策を推進していきます。」ということは、行政が推進する約束というふうに見たんですね。そうすると、「市民と行政が共有する理念を大切に」、市民の方を含めてということなのか、行政の宣言なのかと。そうするとですね、【資料番号10-3】の表紙を見ていただいて第1章の表題を見ていただくとですね、「将来像を実現するための行政の視点」という、これで作っていたのに突如として市民と共有する政策理念になったのではないかと、そうすると、これは行政はこういう約束で進めていきますという宣言なのかなと、そうすると、この表現がちょっとおかしいんじゃないかというふうに感じはしました。

○沼田会長

今のは非常にいい指摘だと思いますけれど。これは変だよな。いい指摘ですね、今のね。
そのほかございますでしょうか。

○佐野委員

【資料番号10-1】に同心円が書かれていると、真ん中に基本構想があつて基本計画、実施計画、ドーナツ型になっているわけですね。一方、【資料番号10-3】の方の資料、これも同じドーナツの形をしているんですけど、これを見るとですね、将来像の外側のものが、さっきありましたようにまちの魅力が何とかがって6分野かなんかに分類されていますね。これは、基本計画を作るに当たって、こういう分類でいくというような意味合いを持っているのでしょうか。

それと、最後にこの【資料番号10-3】の最後のページにも、第4次との比較が載っているわけですけども、それだと第4次だと都市整備とか生活環境とか何とかがってそういう分類してますよね、またこれとも違うということで、第5次の基本計画をこういうこの6つの分野に分けて作ってこうという意味を持っているのでしょうか。

○事務局・又賀主査

こちらの【資料番号10-3】の、今、指摘のありました黄緑色6つに分けているものは、あくまでも暫定的なものですので、今、庁内策定部会の方で、施策の体系を検討しているところでございますので、これが全部出た段階でもう一度この6個の枠については再度検討をしますけれど、あくまでも今のこれは暫定的なものと考えていただければいいと思います。

○佐野委員

じゃあ続いて、それを将来像の4つのコンセプトがありますよね、それとの関連性みたいのは意味しているんですか、分類的な意味合いで。それとも、そういうこととは全然関係なくて基本構想はこういう6つ、このままであるかどうか分からないにしてもこういう考えで行くんだということなんですか。それとも、この4つのコンセプトをもっと拡大していくのか、ちょっとさっき今関連する議論がありましたけれど、この先の分類の仕方と言うんですかね、カテゴリーと言うか分

け方と言うんですかね、その辺をどんなふうなイメージなんかがあってこんなふうになっているのでしょうか。

○事務局・又賀主査

第4次をイメージすると非常に、どうしても下にぶら下がるものが何なのというような、第4次がそういう作りをしているので、なかなか第5次の作りが分かりづらいというのは理解できるんですが、そのために今回【資料番号10-3】を作って、【資料番号10-3】の5ページ目のこれが結局、将来像コンセプトを横軸に、施策も今4次のを暫定的に示させていただいていますけれど、施策がどういうふうにつながるのかというところで、今までの4次のパターンでいきますと、この都市整備のところに全部都市整備の施策がぶら下がっていったというイメージでいたのが、今回4つのコンセプトを示されて、例えば4次でいくと「安心・安全なまち」が、災害対策とか福祉だけに限定されているような作りが4次のパターンだったんですが、それだけではないでしょうというのが審議会でかなり議論されました。

というところを見ると、どうしてもこういう表にすることで、今回第5次はこのコンセプトについてはこれだけの施策があるんですよという、逆に言うと、福祉に例えば、先ほど説明させていただきましたけれど「健康・福祉」の章、暫定的な章ですけれど、その中の「子育て支援、保健・医療」については、3つのコンセプトからなると。最終的に「コミュニティ」については全ての施策の中で関連しますよという説明を、これを出さないと恐らく何回もこういう議論になってしまうと思ったので、今回これを【資料番号10-3】ということで独立して作らせていただいたところです。なんで第5次の計画が第4次のまま来ているのであれば、多分この資料自体は要らなかったはずなんですが、今回そういうことで全く大綱という意味合いで作っておりますので、この資料を新たに作らせていただいたということでございます。

○佐野委員

【資料番号10-3】の5ページ目の資料のことは、意味するところもよく分かります。非常にこれはこれで分かりやすいと言うかですね、分かります。一方、基本計画に当たるところですかね、これはもう基本計画の分類の仕方は庁内の方で決めて行くよということを、そういう意味合いでしょうかね。

○事務局・又賀主査

今、その作業を庁内策定部会を中心にやっていただいているところでございます。

○斎藤委員

同じく【資料番号10-3】のですね、基本計画の考え方と、3ページ目のところ、そこで「成果が分かる計画」ということですね、その明確な成果指標を設定していくという試みをやろうと

していることは非常に歓迎すべきことだと思います。苦労もあると思いますけれど。この成果指標を設けるのは、基本計画のレベルでこういう成果指標を設定するよということですね。従来だったらその下位のレベルの柱というところの予算が付くようなレベルのところの評価だけではなくて、もっと上位のところの評価の指標を前もって用意します、そんなふうに理解してよろしいですか。

○事務局・又賀主査

まだ、こちらでも明確などういう評価をするかというところは具体的などころはないんですけど、ただ、その成果指標につきましては、基本計画については、第4次の後期からこういう成果指標を入れさせていただいているので、この成果指標がいいかどうかというのはまた別ですけど、第5次の前期基本計画につきましても同じような形で成果指標はこちらは入れていきます。

ただ、こちらとは別に、今回審議会の方でまとめていただいた4つのコンセプト、これについても何らかの形で評価しないといけないというところですので、あくまでもイメージですけど、この辺についての満足度調査、意識調査的なものが年に1回くらいできるといいなと、ここの4つのコンセプトをどう評価していくかと、「安全で安心なまちだと思いますか。」、「子育てがしやすいまちだと思いますか。」というような意識調査とか、当然そういう評価というのは5次では新たにやらないといけないのかなというイメージを持っています。ただ、具体的にどうやっていくかはまだ決めていません。

○田辺委員

先ほど佐野委員が御質問されたようにね、基本計画の大枠、第4次だと大綱に当たる部分は、市の主導でやるというふうに又賀主査はおっしゃったんだと思うんですけど、その分け方ですね。それは、皆さんそれで納得されていることなのかなと。私は、結局のところ大綱を主にここで議論をして、その大綱の中に4つのコンセプトで、その部分はもう少し議論して、今回【資料番号10-3】で出されたように基本計画と構想との関係性を結び付け方、そこが今まで例えば審議会だったり、いわゆる市民参加のツールといういろいろなものがあつたものを、あるいはチェック機能だとか、そういったものをもう少しここの【資料番号10-3】の部分で豊富化していく方向性というのは新しい試みだし、だけど急に今日出てきたので皆さんも何だか戸惑ってよく分からない部分だと思うんですけど、現実の朝霞市が行政運営をしている部分というのは、基本計画以降の実施計画の部分として、それはある程度市の方の主導でやるとおっしゃっているように聴こえるんですけど、そこら辺皆さんがそこ自体も合意と言うかできていなかったような気がするんですね。

○斎藤委員 ここから

今の田辺委員と基本的には同じカテゴリーに入るんですけど、今配っていただいたこの【資料番号5】を見ると基本計画名がずっと出ていて、30個基本計画があるということですけど、誰

がこの基本計画というものを作るのでしょうか。この審議会で作ってそれで出すのか、それとも市の何とか課、そこで作るのか、誰が作るのか。

それともう1つですね、例えばこの一番最初の特定事業主行動計画という計画がございますね。これの右側に特別報酬等審議会とありますけれど、これは最初のこの計画、一番目の計画に関係する委員会が下4つ全部に関係する委員会ということなんでしょうか。それとも、横に対応する1つだけということなんでしょうか。横に対応する1つだけとすると、残りの3つというのは何をしているんですか。それがこの計画と、そこら辺がちょっと分からないんですけれど。

ですから、先ほどから皆さんがおっしゃっているような基本計画ですね、これは市の方が作るのか、審議会の方が作るのかというところに同じ質問になってしまうんですが、これまでは、約30個の基本計画は誰がどこで作っていたのかということを、ちょっと後学のために教えてください、これからのことをイメージしやすいので有り難いんですけれども。

○事務局・又賀主査

これまで、第4次までは、実はいわゆる総合振興計画の基本計画の部分については審議会、個別計画を持っている審議会なり策定委員会については、それは全く別で作っていたということです。要するに同じことをやっているのに、別々のところで2つのものを作っていたというのがこれまでのやり方だったんですが、今回この第5次を作るに当たりましては、今こちらの第4次の計画がありますが、個別計画が、基本計画にすぽっとはまるようなそういうイメージで作ってくださいと、検討してくださいと、全くイコールというのはなかなかまた難しい部分もあるかもしれないんですが、当然そこにはそれぞれの個別計画の策定委員会なり審議会がありますので、当然今そこが動いているところは、それと並行してこれを検討してくださいとお願いしています。今回の都市計画マスタープランについても大きな見直しなんですけど、当然同時並行しておりますので、ここにうまくはまっていくような、はめられるような形で柱立てから何から全て見直してくださいということで、庁内策定部会の方には説明をさせていただいております。

なので、今回の第5次については、ここで検討して、こちらの総合振興形計画の審議会で審議したものと個別計画は別々にやるのではなく、同時で、見直しの期間に入っているものについては同時にやってくださいということをお願いはしているところですので、どっちでどう作るというわけではないんですが、なるべく作業が重複しないような形で今お願いしているところです。

○百武委員

今のことで確認なんですけれど、個別の計画というのは、将来像と4つのコンセプトと政策理念があるのかもしれないんですけれど、そこがちゃんと伝えられてそれに基づいて個別計画を作るというそういう段取りになっているんですか。どこまでが上意として伝わっているのかなということ

なんですけれど。

○事務局・又賀主査

総合振興計画の審議会で示された将来像と、この4つのコンセプトについては、全部会の方にはお知らせしていきまして、新たに示されたのでこれを基にもう一度見直しをしてくださいということで話はしております。

○島田委員

第4次までの計画には、大綱にかなり詳細に記述がありました。それを含めて議会の議決も行われていたわけで、個別の各種計画もそれに基づいて作られていたことになると思うのです。それに比べて、今回の大綱に当たるようなものが4つのコンセプトだけになっているので、非常に弱い印象があります。この間、いろいろ錯綜があったのですが、大綱に関係するようなものを探して見ると、【資料番号10-3】の4ページのところに「基本構想、基本計画、実施計画の対応関係」というのがあります。基本構想は4つのコンセプトだけしか書かれておらず、いきなり基本計画で説明するのはやや弱い、というか難しい。そこでおそらく、事務局で、政策理念というものを持ち出されて、構想を少し明確にしていこうという意図を持たれたのではないかと推察します。

そこまでは理解できるんですが、実際に出されてきた案としてはなかなか賛同しがたいというのが正直なところですよ。

野本委員がおっしゃられたとおりでありまして、この4つの理念をもう一度読み直してみますと、例えば政策理念の3には、「市民の税金をはじめ大切な財源を有効に、適正に市民に返していくことを行政経営の根本とします。」と書かれています。その次の4番目も「その影響が市民のみなさんの暮らしに及ばないようにするため」と書いてあります。市民が理念とするようなものではなくて、これは明らかに行政の側の姿勢を述べているんだと思います。これらを「市民と行政が共有する政策理念」というのはおかしいんじゃないかと思ってしまうのです。むしろ最初に百武委員がおっしゃられたように、パートナーシップなど、市民が主人公になるような、そういう施策理念の下にこの4つのコンセプトを生かしていくというような形になっていないとおかしいのではないかと思います。

○斎藤委員

実は、今、島田委員のおっしゃったことは分かりますが、私はちょっと違う見方をしているんですね。私自身が先ほど、市民と行政が共有するというのはおかしい、気持ち悪いということを言ったばかりなのに、また繰り返すわけではないんですけれども、この政策理念というのは、私のイメージですと、これは後から出てくる基本計画などの評価基準の指針という役割を持っているんじゃないかということなんです。ですから、ちゃんと税金を適正に使っていますか、変な影響は与えま

せんかとかいう評価指針があつて、これに基づいて各基本計画ですか、関係性が、市と一緒により細かい評価基準を作る。そうすると、これは行政も守らなければいけないし市民も守らなければいけない、その意味で共有する政策理念、理念と言うよりも、これは評価指針という意味で使っているのではないかなと、そのように考えれば、賛成反対は別としてこれはこれで理解はできる、というふうには思いますが、どのような意味で作っているのかということが伺えれば有り難いです。

○事務局・又賀主査

こちらの政策理念につきましては、確かに表現の仕方が非常に難しかったですけど、実は、例えば今指摘のあった政策理念3の経営的視点の中で、2つ目の文章ですけど、「市民の税金をはじめ大切な財源を有効に、適正に市民に返していくことを行政経営の根本とする」というところなんですけど、確かにこれ、行政の側はそうしますと。ただ、本当にそういうふうになっているのかを、先ほど野本委員もおっしゃいましたけど、チェックするのはやっぱり市民の方ですので、そこは、行う側は行政ですけど、それをチェックするのが市民という意味も含めています。立場は当然違うんですが、やっていることがきちりできているのかというところを考えると、そこもやはり市民の皆さんがここは共有していないとチェックできないでしょうという意味合いで、こういう表現にさせていただいております。なので表現がちょっと分かりづらいということであれば、そこはそういう意味なんだというところで、当然この文言の修正等をやりますけど、意味としてはそういうことで作らせていただきました。

○島田委員

私は、もちろん行政運営に効率性がなくていいなどと思っていません。第4次のところの最後に、この構想推進のためにということで、「市民参画」と「時代に即応した行財政運営」という課題が2本立てで入っていますが、要はそういうことが入ればいいんじゃないかということです。視点としては、ちょっと書き方が違うかなということです。

○田辺委員

この政策理念は今日いただいたものなんで、私は提案として出されたものだと、今日はそう受け止めているんですけども。

それから、一番最後のところに財政運営でという表現のところはね、まあそういう意味では今回、例えば朝霞市は補助金等を一気に、減らしたわけですけども、現実的に実施計画なり何なり、やろうとしていたものと全く真逆のことを財政上でやらざるを得ない場合があつて、それをこういう形でここでやる可能性がありますよというのは、なんかここに忍び込ませているような印象があります。やっぱり市民のチェックというか、そういう形でいわゆる構想としての市民の思いを、それから実際の、現実の行財政運営の部分に関して、その部分にそれを入れるかどうか、ま

あ、入れるのも一つの方法かなとは思いますが、そうした場合にそれはどういうふうに、どういう手続きでということをやちゃんと入れないとならなくなってくるんじゃないのかなと。そこも入れるんだったら入れるでいいと思うんですけどね。

言っている意味は、つまり、計画的にやっていくと言いながら、あるとき財政的に状況が芳しくなくて、やろうとしていることを突如やめるということは今後もあり得ると。そういったときに、こういう持続可能な財政運営でやりましょうという、それはそれで一つの頭に入れているんじゃないのかなというふうに思うんですけども。ちょっとこの部分に入れるのはどうなのかなというのは、若干感じる場所なんですけれど、今日はどちらにしても受け止めさせていただくというレベルでいいんですよね。

○百武委員

最初にも申し上げたんですけども、【資料番号 10-2】基本構想の第3章の行動指針と【資料番号 10-3】政策理念と2つあることはやっぱりちょっと分かりにくいと思ういます。どっちかにして、それで多分、協働と持続可能な財政運営の2本立てだと思いますので、それぞれについての内容とあと目標値を立てるのがいいのかなと。それは構想の方に入れるのか、計画の方に入れるのかというのは議論があると思うんですけども、どっちかにまとめて一つにした方が分かりやすいんじゃないかなというふうに思います。

○佐野委員

コンセプトをですね、実際に構想を基本計画、実施計画に落としていくとですね、【資料番号 10-3】の5ページ目に、最後のページにこういう分類に、対比になるよと書いてあるわけですが、実際のところは解釈というんですかね、細かいところにだんだん落としていったときに解釈の仕方によってどこかに隙間ができたりダブっていたりとかね、今後そういう曖昧さが出てくる心配をされていて、何かあるんじゃないかなという気がするんですね。そういうことを考えたときにですね、このコンセプトの表現が、どなたかもおっしゃったけど、やっぱり弱いんですよね。やっぱりなんとなく言葉しかなくて、それぞれが勝手に描けるイメージになっているということで、そのコンセプトをもう少しブレイクダウンするというんですか、ブレイクダウンして政策的なところに行くときに、解釈の仕方によって、みんなまちまちというようなことをなるべく避けるような工夫が必要なんじゃないかなと思います。

○中村委員

私は、ここに掲げられた4項目の政策理念について、必ずしも反対ではありません。先ほど、事務局からの説明にもありましたが、ここに込められた意図、趣旨というのは理解できます。しかしながら、これが市民と行政が共有する共通の理念であると規定すると、それはやや違和感をもちます。

多分にパートナーシップという言葉に引きずられて、このような記述になったのだと思いますが、それだと行政が表明する政策理念というものとは、合致しないと考えます。おそらく、ここで掲げられている政策理念の本旨は、行政の市民に対する約束の決意表明みたいなものであろうと考えており、それはそれでよいと思うし、理解もできます。

ただし、政策理念の1から4までの記述に関しては、その文章をもう少し推敲してほしいと思います。一例を挙げれば、政策理念①の記述の2つ目で「お年寄り、障がいをお持ちの方」という表記ですが、「障がいを持つ」というのは、今日では不適切な表現となります。したがって、記述を修正する必要があります。それも含めてもう少し記述の内容を精査して、次回再提出していただければありがたいと思います。

○百武委員

これは行政が考えることなのだというふうにおっしゃったんですけれども、将来像自体が私が暮らし続けたい、暮らし続けるまちということになっていますよね。では、私って誰なのということになってきてしまうので、やはり市民と行政が一緒になってやっていこうとしたときの考え方というものを示すべきなんじゃないかなというふうに思います。今がちょっと行政寄りの視点になっているということもそうだと思うんですけれども、なんかちょっと書き方を変えて、あくまでも市民と行政が一緒になってこれを進めていきましょうという形の方が、本来の最初の趣旨には合致しているんじゃないかなというふうに思います。

○田辺委員

いろいろとやっていくうちに言葉も変わっていくんだと思うんですけれども、もう一度ちょっと【資料番号10-2】の1、2ページを開いて、将来像実現のための基本コンセプトを見ると、将来像ってどこに書いてあるかなって言うと、この真ん中のこの「私が暮らし続けたいまち朝霞」と、この部分で、その基本コンセプトが周りに貼り付けてあって、その後第2章で基本フレームという表現で将来人口とそれから都市計画図が入ってくると。これがこういう形でいるのかどうかっていうのはあって、その後第3章というのは、将来像を実現するための行動指針というふうに順番になっていますけれども。まず、この第2章の部分は、これ前のやつがそのまま持ってきているということだと思うんですけれども、これをここに入れるものなのかなというのが一つね。流れとして、将来像を置いて、将来像実現のための基本コンセプトを置いて、第3章に将来像を実現するための行動指針という流れで。じゃあ、行動指針はこれでいいとしてですね、そうするとそれが【資料番号10-3】のこれにつながってくるといったときに、この行動指針というものがこの4つの政策理念のタイトルになるのかなと。その表現はちょっと今、私は全然考えていないですけども、流れとしてはそんな形にするものなんじゃないのかなというふうに今のところね、思うん

ですけれども。

○沼田会長

分かりやすい指摘だと思います。

○事務局・又賀主査

今のところはそれを踏まえまして、もう一度組み直したいと思います。

○野本委員

【資料番号10-3】の5ページ目の基本構想の「将来実現のための基本コンセプト」と基本計画の「章」との関係で、例えば今は都市整備、例えば土地利用のところなんかでも、安全安心と自然環境だけが土地利用になっているんですけど、子育てとつながりがある元気なまちとかっていうのは全部ここに関わらないのかとか、というところですね。

あと、子育てのところでも歩道の整備が必要とかあって、やっぱり道路とかいう部分も、そこもかわるのかと。公園なんかも当然つながりがある元気なまちも公園にも関わって、子育ても関わるので、ちょっとここの辺はもう一度見直した方がいいのかなという気がいたします。

○沼田会長

全部に関わってしまうと、図の意味がなくなるというね。

○野本委員

ただ、子育てのところでは、歩道の整備とか必ず話題になりましたので。

○沼田会長

公園もそうでしょうね。

○田辺委員

これ、私、今現状第4次でこの部分、こういう形になっているという意味だと思ったんですね。

つまり、だって横串に刺したんだから全部にまたがりますよ、全て。私はそう見えます。

全部またがっているはずですよ。横串に刺したはずだから。違うんですか。これ、第4次の今の現状を書いたんでしょ、違うの。

○事務局・又賀主査

一応、第4次をベースにしているので第4次の施策の名称になっていますけど、まあ関連付けられるものを今の段階で全部関連付けるような作りにしてあります。

ただちょっと、こちらについてはまだ第4次ベースでの暫定的なものとして例示させていただいていますので、第5次の前期の基本計画の枠組みが出来ましたら、もう一度これは全部会の方にして関連するものについては全部入れてもらうようにする予定です。

○沼田会長

分かりました。ありがとうございます。

○百武委員

さっきの佐野委員がおっしゃったように、この4つのコンセプトだけだとちょっと弱いと思いますので、今の話で全部横串っていうのもそうだなというふうに思います。そうすると、このマトリクスを使う方法として、この安全、安心を都市整備で考えるとこういうことですよというような方針とがそれぞれに出てくればそれを反映させて政策が作れる、そこまでやらないとちょっとさみしいというかアバウトすぎるかなというふうに思います。

○佐野委員

それに関連してなんですけれども、4つのコンセプトが出てきた背景があるわけですよね。そういうようなこともですね、やっぱりここに載せてほしいと思うんですよ。こういうことがあって、そのためには世の中はこう動いてどうなると。そして朝霞市はこうなるといふところがあるわけなんですけれども、そういうことを踏まえて、安心してずっと続けて暮らしたいと、そういう背景をね、読む市民にとってそれが、なるほどそうなんだよなと、実感を持ってもらえるようなところの背景がないと、唐突にポンと出てきましたっていうかコンセプトが単に浮いた言葉になっちゃいますね。このままだとそういうふうな作りになるおそれがありますから、その辺を踏まえた形にしたいなと思います。

○斎藤委員

この【資料番号10-3】5ページ目の表というのは、ここの審議会の問題じゃないと思いますね。これはこの、コンセプトを各基本計画の関係するところに出して、彼らに作ってもらう問題ですよ。ですから、それぞれの計画の関係する委員会が自分たちの範囲内で全部まとめて出して、それで出してもらったものをここで見ればいいだけの話でですね、ここでいろいろこんなに細かく議論するようなことじゃないかなと思います。

○田辺委員

今おっしゃったのはよく分かるんですけども、審議会があるものとなないものも多分あると思うんですね。

○村上委員

すみません。

要するにここの総合振興計画審議会の位置付けですか、それがなんとなく曖昧な感じがするとか。決定打と言うか。

○百武委員

今のことも関連すると思うんですけど、やっぱり総合計画は一番の上位計画ですので、いろん

なところがやったのを認めればいいっていうのはちょっと違うんじゃないかなと思っていて、やっぱり方針を、全市的に長期的に見たときはこういうふうになってほしいということがあって、それを踏まえてそれぞれの具体的な施策はそれぞれの基本計画に委員会がまとめるというのはいいと思うんですけど、この4つだけ出して、ポンと投げてあとは考えてねっていうのはちょっと総合計画として体を成してないんじゃないかなというふうに思います。

○斎藤委員

おっしゃることは分かりますけど、私、全く反対の考えで、ここは総合的な所であって、それぞれの基本計画に位置付く審議会はそれぞれより専門的なプロ集団ですよ、簡単に言うと。その専門的な立場からこの抽象的なことを理解してもらおうと、その方がここでいろいろ考えるよりもより具体的でより確かなものができるんじゃないかなと。ですから、むしろ私などはここで作るものは抽象的でなければいけないと、弱かろうが、弱い強いはその人のイメージですけれども、各個別の専門的な審議会はこの抽象的な一般的な表現を自分たちでそしゃくしてですね、自分たちで計画を考えて作ると、そしてそれをここの審議会に上げてもらう。そしてそれを全部認めるということはないにしても、これはおかしいと思えばおかしいと言えればいいし、良ければよいということで、それはまだ後の問題だと考えていますので、とにかくコンセプトというのは、余り具体的に出さない方がいいと私は個人的には思います。

○田辺委員

確認したいんですけど、例えば次回の審議会までに全ての審議会が動いて、この4つのコンセプトに基づいてね、整理したものを出してもらえるような体制って取れるんですか。そういうような形が出るんだったら、連動するわけだから。提案してこちらで出してもらえれば、こちらでいちいち全てを我々が考えて出すっていうよりは、もちろんたたき台として出て来ればとってもいいと思うんですけど。いわゆる4つの基本コンセプトに基づいて今、先ほどたとえば【資料番号10-3】の5ページの、それを百武委員がおっしゃったようにもう少し具体的な都市整備と安全安心なまち、例えば土地利用の部分では、あるいはその公園等の部分ではどういうものがあるというのをそれぞれ出してもらうというような、そういうこの4つのコンセプトに基づいて整理して出してもらうことができますか。それぞれの審議会の計画策定部を持っている審議会ですけれども。

○斎藤委員

今、田辺委員のおっしゃることはもっとも自然なことだと思いますが、もう一つの考え方は、できる、できないじゃなくてやってもらうこと。例えば、先ほど配られた【資料番号5】の、都市マスタープランは計画期間が結構長いですが、終了は平成37年ですね。現在進行形のものを急に変わるわけにはいけないので、それをチェックして再検討する、そういうようなことがいろいろほか

の計画にもあると思うんですね。ですから、全くゼロから作るということは多分ないでしょうし、私もインターネットでいろいろちょっと見させていただきましたら、結局第4次だ第5次だ、第5次を新しくする、住みやすいまちだと言ってもこれまでのコンセプトとそれほど、こういつては何ですけどもそれほど変わっていない。それほど変わってなければ、現在進行形、あるいはこれまでの各基本計画を少し見直すということをするれば、この基本コンセプトに合致するしないというようなことが出てくるんじゃないかなと思いますので、それはもうできる、できないではなくて、やってみようということで考えないと、これからのそれこそ市民に満足してもらうような委員会とか計画なんかできないと、私は思います。

○事務局・又賀主査

先ほど田辺委員からありました、全部の審議会を開くということは、なかなかそれは現実的に難しい話なのかなと思うのと、普通先ほど説明させていただいたんですが、将来像とこの4つのコンセプトを審議会で示されたのが5月の終わりで、6月の初めに全部会に対して、その将来像と4つのコンセプトについてはもう全て周知して示されたので今後基本計画を作っていく上では、その将来像とコンセプトを踏まえて当然検討してくれということをお願いしていますので、当然そこら辺は踏まえられたもので基本計画の中身は検討されているというふうに思っていますので、ちょっと審議会を開いてというのはなかなか難しいと思うんですが、事務局としてはそういうことで全庁には周知しているところでございます。

○島田委員

議会と計画との関係を少しお尋ねしたいと思います。今までは基本構想を議決していましたよね。ほかの計画については、今朝霞市は、議会はどこまで関与しているのですか。

○島田委員

ほかの計画は一切議決していない。とうことは、まあ自治体としては公式に自治体全体として認知しているのは基本構想、基本計画だけということになりますね。ただ、ほかの計画も、当然それらに沿って作られているはずですね。そのことから考えると、やはり今回も基本計画が、朝霞市と言う自治体としては一番権威あると言いますか、公式に決定した計画ということになっていくと思うのですが、それはどうなのでしょう。

○斎藤委員

結局、今この審議会は、最終的に何をすればよろしいのでしょうか。

○沼田会長

意見を言い合うということです。

○斎藤委員

結論を出さなくてもよいということですね。分かりました。

○田辺委員

各個別の計画の案を上げていただく前提として、できれば審議会を立ち上げていただくのが、開いていただくのがいいんだけど、どちらにしてもこの4つのコンセプトに基づいたものが出てくるという形ですね、整理されてね。

○事務局・又賀主査

そういうことです。

○斎藤委員

質問なんですけれども、基本計画という話ですと、先ほど配っていただいた【資料番号5】、今田辺委員がおっしゃった基本計画を出してもらうということですが、それはこの計画なんですか、それともまた新しい計画が作られて、生み出されて出てくるということなんでしょうか。

これは現在進行形の基本計画ですね。先ほど配っていただいた資料は。個別計画ですか。じゃあこの上に基本計画があるということですね、なるほど分かりました。

○中村委員

どうも議論が噛み合っていないような気がします。

私の理解だと、現在策定されている朝霞市の個別具体的な行政上の計画は、第4次朝霞市総合振興計画に基づいて、これに整合性をもった形で作られているはずだと思っています。そこで、現在この審議会で検討されている第5次朝霞市総合計画が策定された暁には、それ以降の個別具体的な行政上の諸計画は、この第5次基本計画を基にそれに整合性をもった形で策定されていく。したがって、この審議会で作る第5次基本計画が最上位のもので、これが全体の個別計画の指針になるものだと思っているし、そのような理解に立っています。

先ほどから、何か下から上がってきた個別の計画をここで整理し、集約して第5次基本計画を策定すればよいというような議論が一部にあったような気がします。それは違いただろうと思います。

○大石委員

先ほどからいろいろ出てますが、私ちょっと理解しにくいところをもう一度確認をしたいんですけど、この審議会で審議しているところは、この三角形のピラミッドの将来像、施策の大綱、基本計画、大柱とずっとありますよね。この基本計画まで入っているんでしょうか。ここまでここで個々に決める必要はあるんでしょうか。よく分からないんですけどね、どこまでやっていくのかというのが。コンセプトが決まればコンセプトを決めたで、それでいいんじゃないかと思うんですけど。それ以上の突っ込んだ細かいことは要らないんじゃないかという気はしているんですけど、どうなんですか。私の理解が間違っているんでしょうか。

○事務局・又賀主査

こちらの第4次の後期基本計画の冊子19ページの部分のピラミッドを今見ていますけれども、市の将来像、施策の大綱と下の基本計画のここと言うところの小柱までということで、こちらが総合振興計画審議会で審議していただく内容なのですが、現時点ではまだこのピラミッドの、いわゆる第4次でいうところの施策の大綱部分ぐらいまでしかこちらでは審議しておりません。

なお、こちらの基本計画につきまして、今現在、庁内策定部会の方で検討中ございまして、予定としては11月以降にそれが全部出てきますので、その中でまた審議をしていくというふうに、そういう今スケジュールで考えております。

○大石委員

そうしますと、ここに載っています基本計画の中のね、大柱、中柱、小柱と載っていますよね。小柱の部分までをここでやるということですか。

○事務局・又賀主査

その予定です。

○大石委員

時間的に、あと1年で間に合うんですか。

そういうことで、できるんでしょうか。

○事務局・又賀主査

11月以降、その基本計画の具体的な、ページをめくっていただくと、具体的な内容はこのようにありますので、これを一つずつ審議していくという流れになっております。

○大石委員

分かりました。どうもありがとうございます。

○沼田会長

はい、ひと通り意見をいただいたということで、次の議題もありますので、今日の意見交換を踏まえてですね、また別に新たに御意見がございましたら8月8日金曜日までにメールあるいはFAX、電話でも何でも構いませんので、事務局までお送りいただきたいと思います。8月8日金曜日までです。

本日の会議でいただいた御意見と8日までに頂戴した意見を踏まえてですね、次回の会議でこの3つの資料を決定していくということにしたいと思います。

◎3 その他

○沼田会長

続きまして、議事の「3 その他」について事務局から説明をお願いします。

○事務局・又賀主査

2点ございまして、1点目は、次回の会議について、盆明けの8月18日の週で開催したいと考えておりますが、本日この場で調整していただければと思います。

また2点目は、今会長からもありましたとおり、資料、本日お渡した資料について意見、修正や御意見等ある場合は、8月8日までに事務局まで御連絡をいただければと思います。いただいた意見を踏まえまして、会長、副会長と調整させていただき、間に合えば次回の会議の前までに事前に皆さんに資料を送付したいと考えております。

○沼田会長

今の説明について何か質問ございますでしょうか。

○島田委員

最後の方に百武委員が言われたように、この【資料番号10-3】の最後の5ページのところで、各項目のすべてにこの4つのコンセプトが当てはまるはずで、第4次のものと同じような形にならざるを得なくなるのですが、意見が出てきてよいのでしょうか。

○事務局・又賀主査

それで、お願いいたします。

○島田委員

皆さん、たくさん出した方がいいと思います。

○沼田会長

材料はいっぱいあった方がいいと思いますね。

では、意見は8日までということで、次の会議の日程調整をしたいと思います。

(日程の調整)

○事務局・又賀主査

では、8月22日金曜日、午後3時からでよろしいですか。

場所につきましては、また調整して開催通知を後日お送りさせていただきます。

次回の会議につきましては、8月22日金曜日午後3時から、場所につきましては改めて通知させていただきます。

○沼田会長

ありがとうございました。

では次回、この3つの資料を決定するという方向にしたいと思います。

◎4 閉会

○沼田会長

以上をもちまして、本日の会議を終わります。

ありがとうございました。